

地公労NEWS

発行者
地公労共闘会議
発行責任者
埼教組 金井宏伸
〒330-0063
埼玉県さいたま市
浦和区高砂3-12-24
埼玉教育会館5階
TEL：048-824-2511

埼玉県地方公務員労働組合共闘会議
構成団体
埼玉県職員組合(県職)
埼玉県教職員組合(埼教組)
埼玉県高等学校教職員組合(埼高教)

本日、第二回交渉

埼教組、埼高教、県職で構成する地公労(地方公務員労働組合共闘会議)は10月4日(月)、「2021年度賃金等の確定に関する重点要求書」にもとづく第2回交渉を行いました。

第二回交渉では、コロナ禍で奮闘する県職員・教職員の奮闘に

う改善には到底及ぶものではありません
第2回交渉では、この間の奮闘に応えない当局の一方的な一時金削減の姿勢に現場からの声が多数寄せられました。ある職場では、賃金署名が短期間で130筆を超える署名が集まったことについてふれ、一時金削減に関する

厳しい状況を伝えました。会計年度任用職員の方はもちろん、臨時的任用や再任用の職員もこの間懸命に奮闘してきました。一時金削減を強行した県当局はその金額に見合うさらなる労働条件の改善を提示しなければ、現場で奮闘する私たちは到底納得のいく改善とは言えません。

「勧告尊重」「県民の理解」というのなら早急に改善策を

この間の交渉で私たちがとりわけ強く改善要求をしている項目があります。それは県職員の欠員と教育に穴が空くいわゆる教職員の未配置・未補充の問題です。

現時点で県職員は福祉職、総合土木職、職業訓練員などを中心に76名もの欠員、教職員においては、10月1日現在で高校4名(未配置2名、未補充2名)、特別支援学校17名(未配置8名、未補充9名)、小学校98名(未配置2名、未補充96名)、中学校34名(未配置6名、未補充28名)もの未配置・未補充が発生しています。

県当局は知事部局において、第2回交渉の回答の中で今年度の組織定数改定において、保健所の保健師を過去最多となる38人増員したとしましたが、まだまだ必要な場所に必要ない人員が足りていないのが現状です。教育局についてはこの間、毎年度のように「あつてはならない重大な事態として重く受け止めている」としながら、未配置・未補充を解消する具体策には言及せず、財政難を理由とするばかりです。一時金引き下げの逆提案の際は「人事委員会勧告を最大限尊重することが県民への説明責任と理解につながる」とする一方、本来人員を配置しなければならない欠員や未配置・未補充の問題については財政難を理由に具体的な改善策を示さないのはあまりに不誠実です。まさに「人事委員会勧告を尊重すること」が県民への理解につながることも、県職員・教職員がさらに豊かで充実した公務・公共サービスと教育を進めるために必要なことではないでしょうか。

さらなる改善の実現を

一定の労働条件改善も国準拠さらなる処遇改善を求める
9月22日の第1回交渉、10月4日の第2回交渉での現場からの発言を受け、県当局は一定程度の労働条件の改善を提示しました。しかし、これまでに県当局が示してきた改善項目は今回の一時金引き下げ額に見合



現場の不満が高まっていることを指摘。まさにやりがい搾取と言わざるを得ない削減提案に現場は怒りをあらわにしている事が発言にありました。会計年度任用職員として勤務する職員からは、一時金が引き下げられれば生活はさらに苦しくなると発言。諸費用をのぞけば手取りはほとんど残らないと

～第2回交渉までに示された主な改善項目～

【知事部局、教育局共通】

◇会計年度任用職員の期末手当引き下げの適用時期の先送り

⇒年度内での改定は行わず、一般職の常勤職員の準じた支給月数の改定は2022年度から実施

◇不妊治療休暇のための休暇の新設

⇒有給の職員の不妊治療のための休暇を新たに新設。継続的な勤務が見込まれる会計年度任用職員に対しても同様に付与

◇男性職員の育児参加のための休暇の取得単位の改善

⇒休暇を活用しやすくするために、30分単位の取得を可能に

◇出産補助休暇の取得単位の改善

⇒休暇を活用しやすくするために、30分単位の取得を可能に

◇会計年度任用職員にかかわって

(継続的な勤務が見込まれる会計年度任用職員が対象)

○出産補助休暇の新設【有給】

○男性の育児参加のための休暇の新設【有給】

○産前休暇及び産後休暇化の有給化

○産前休暇及び産後休暇に加算休暇を措置

⇒出産予定日前の期間及び産後の期間に併せて2週間の範囲内の加算休暇を付与

○介護休暇等の取得要件の緩和

⇒採用当初から取得できるように制度改正を検討

◇テレワークの推進のためのガイドライン作成

⇒所属長や職員が留意すべき点についてまとめたガイドラインを作成し、テレワークを実施しやすい環境整備を行う

◇旧姓使用が可能な書類の範囲拡大

【教育局】

◇研修の縮減

⇒20年次研修のうち、機関研修1日の廃止

◇特別支援学校の学級編成

⇒高等部の重複学級を学年ごとに編制

◇臨時的任用職員の休暇の繰り越し

⇒共済組合の取扱いに準じて、2日以上任用の間が空いても繰り越しが可能に

◇母体保護

⇒高等学校の妊娠教員勤務軽減措置について、予算の範囲内で農業・工業にも拡大

第2回交渉までの回答ではまだまだ私たちの要求する労働条件改善には不十分な状況です。不十分な点を補うためには単組の要求実現も不可欠です。地公労要求および切り分けた単組要求の全面的実現を求め今日の第3回交渉に臨みます。ご支援をお願いするとともに、是非ともあなたも労働組合に加入し、私たちの賃金諸手当、労働条件改善のために声をあげませんか？

